

令和 7 年度

茨 木 市 監 査 結 果 報 告 書

令和 7 年(2025 年) 8 月

茨 木 市 監 査 委 員

監 報 第 4 号

令和 7 年 8 月 14 日

茨木市議会議長

福 丸 孝 之 様

茨木市監査委員 定 兼 徹

同 伊 藤 真 紀

同 安 孫 子 浩 子

同 円 藤 こ ず え

令和 7 年度行政監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度行政監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 監査の対象及び監査期間

	監査の対象	監査期間
第1回	〔対象施設〕 総持寺保育所、小規模保育施設のぞみ、 認定こども園水尾幼稚園、 認定こども園庄栄幼稚園 〔関係課〕 こども育成部 保育幼稚園総務課	令和7年4月9日 ～4月28日
第2回	〔対象施設〕 福井市民体育館 春日丘小学校、中条小学校、福井小学校、 郡山小学校、沢池小学校 三島中学校、彩都西中学校 〔関係課〕 市民文化部 スポーツ推進課 教育総務部 教育政策課、保健給食課、施設課 学校教育部 学校教育推進課	令和7年5月1日 ～5月29日

第2 監査の着眼点

監査は、施設の管理等の事務事業に係る適法性、経済性、効率性かつ有効性の適否に着眼点を置き、実施しました。

第3 監査の実施内容

監査は、監査項目ごとに以下の点に留意して実施しました。

(1) 施設の管理、運営

- ① 法令で定められている点検、検査等は適正に行われているか。また、不良箇所について、修理、交換等が行われているか。
- ② 屋内施設、屋外運動場等の安全管理は適切に行われているか。
- ③ 水道設備、プール等の衛生管理は良好か。

- ④ 貯水槽の施設、異物混入対策は確実に行われているか。
- ⑤ 防火、防災、防犯対策は適切に行われているか。
- ⑥ AEDの日常点検、検査等は適切に行われているか。
- ⑦ 地震対策（転倒防止措置など）が適切に行われているか。

(2) 備品の出納保管

- ① 備品台帳の記帳整備は適正に行われているか。
- ② 備品台帳と保管備品の数量は一致するか。
- ③ 使用不能あるいは使用見込みのない物品を保管していないか。

(3) 現金等出納関係事務

- ① 現金、郵券類（切手、はがき等）及びタクシーチケット等（以下「現金等」という。）の保管は適切に行われているか。
- ② 現金等の受払簿の記帳は適正で、保管数量と一致するか。
- ③ 現金等の管理体制が整えられ、チェックが行われているか。
- ④ 公金ではない現金について、保管状況は適切か。

(4) 薬品管理(小・中学校)

- ① 薬品の管理は適切に行われているか。
- ② 薬品台帳の記帳は適正で、保存残量と一致するか。
- ③ 使用見込みのない薬品を保管していないか。

(5) 個人情報の管理

- ① 個人情報の管理（HDD、USB等）は適切に行われているか。
- ② 個人情報の管理体制が整えられ、チェックが行われているか。

第4 監査の結果

法令等に違反しているものと認められるもの、その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるものについては、指摘事項としました。

指摘事項に該当するが、その程度が軽微なものについては、注意事項としました。

経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付しました。

事務の執行状況及び施設の管理状況について、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていました。

指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものです。

なお、本報告書には指摘事項及び委員意見のみを記載しています。

指摘事項等は、すべて監査実施時点のものです。

(1) 指摘事項

＜第1回＞

【認定こども園水尾幼稚園】

① 現金等出納関係事務

預かり保育利用料の管理について、現金出納簿等に日々の権限者の確認印を押印していなかった。

【認定こども園庄栄幼稚園】

① 現金等出納関係事務

切手について、受払簿への記入漏れがあったため、受払簿の記載と実際の残数とが一致していなかった。

また、定期的な照合確認を行っていなかったため、長期間にわたり不一致の状態が続いていた。

＜第2回＞

【市民文化部 スポーツ推進課】

① 施設の管理、運営

建築基準法に基づく昇降機の定期点検について、受託者は、仕様書に基づき、市に対して業務報告書を提出しなければならない（契約書第17条第1項）としているが、業務報告書を提出させていなかった。

【春日丘小学校】

① 現金等出納関係事務

タクシーチケットの受払簿を作成していなかった。

【中条小学校】

① 薬品管理

薬品の管理にあたっては、薬品管理簿を作成し、日常的に使用量を記入する（「小学校「理科」観察・実験ハンドブック」平成30年5月大阪府教育センター）とされているが、薬品を使用した記録を記入していない事例が見受けられた。

【郡山小学校】

① 施設の管理、運営

AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であり、救命救急において使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、設置者等

に対して日常点検の実施が求められている。

しかしながら、日常点検を実施していなかった。

② 薬品管理

学校における毒物及び劇物の保管管理については、毒物及び劇物取締法等に従い適切に行わなければならない、国より学校における適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等を図るよう通知が発出されている。

しかしながら、水酸化ナトリウム 1 本を劇物の薬品庫ではない薬品庫に保管していたほか、正確な計量を行わずに目分量で在庫量を管理簿に記録していた。また、薬品の在庫量を定期的に点検していない事例が見受けられた。

【沢池小学校】

① 薬品管理

毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録を取り、管理することとしているが、薬品の使用及び現在高の管理を体積（ml）で記録しており、客観的に現在高と管理簿が一致するかの確認が取れない状態であった。

【三島中学校】

① 施設の管理、運営

学校等の管理について権原を有する者は、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置されないように管理しなければならない（消防法第8条の2の4）とされているが、北棟4階東側の避難口前に避難の支障となる不要物（机や椅子）を置いていた。

(2) 委員意見

＜第1回＞

【小規模保育施設のぞみ】

① 施設の管理、運営

廊下の造作棚について、天井付近まで物が収納されているが、カーテンは付けられているものの扉が付いていなかった。地震が発生した場合に落下する懸念がないか確認のうえ、適切な対応を検討されたい。

【認定こども園水尾幼稚園】

① 現金等出納関係事務

準公金（教材費）の入出金口座の届出印としている園印について、使用簿で押印の管理をしているものの職員室内書庫において保管し、誰もが使用できる状態であった。

内部統制の観点から、権限者に無断で出金されることがないようにするため、届出印については権限者が保管するものであることから、その適正な管理に努められたい。

【認定こども園庄栄幼稚園】

① 施設の管理、運営

教室のピアノについて、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。地震が発生した場合、園児の生命身体を害する恐れが考えられるので、適切な対応を検討されたい。

② 現金等出納関係事務

準公金（教材費・遠足代）入出金口座の通帳と届出印を同じ場所（職員室の職員共用書庫）で保管していた。

内部統制の観点から、権限者に無断で出金されることがないようにするため、届出印については、通帳とは別に権限者が保管すべきものであることから、その適正な管理に努められたい。

＜第2回＞

【春日丘小学校】

① 施設の管理、運営

体育館及び音楽室のピアノについて、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。地震が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、適切な対応を検討されたい。

【中条小学校】

① 施設の管理、運営

理科準備室の薬品保管庫をロッカーの上に載せており、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。地震が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、適切な対応を検討されたい。

【沢池小学校】

① 施設の管理、運営

図書室の本棚について、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。地震が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、適切な対応を検討されたい。

【彩都西中学校】

① 薬品管理

1 種類につき在庫が複数本ある薬品について、容器ごとに区別して管理簿に記録していないため、現時点でのそれぞれの在庫量を一目で把握することが難しい事例や使用量、購入量の記録が漏れている事例が見受けられた。

学校における毒物及び劇物等薬品の管理は、生徒の生命の危険や健康被害に直結する恐れがあるため、容器ごとに使用量等を質量(g)で記録するなど管理体制の徹底を図られたい。